平成１８年２月３日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官　**加藤典克**

平成１７年（行ケ）第１３６号　審決取消請求事件

（口頭弁論終結の日　平成１７年１２月１６日）

判　　決

千葉市若葉区大草町１０６９番地

原　　告　株式会社横石興業

同代表者代表取締役　横石龍雄

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

被　　告　公正取引委員会

同代表者委員長　竹島一彦

同指定代理人　坂本佳胤

同　石井壯治

同　大胡勝

同　冨本美知子

同　萩原浩太

同　武藤政男

同　真渕博

主　　文

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は，原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告が，原告に対する公正取引委員会平成１５年（判）第５９号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件（以下「本件審判事件」という。）について，平成１７年５月１９日付けでした審決（以下「本件審決」という。）を取り消す。

東京高等裁判所

第２　事案の概要

１　要旨

本件は，千葉市内に本店を置き，建設業を営む株式会社である原告が，千葉市及び財団法人千葉市都市整備公社（以下「公社」という。）の発注に係る土木工事について，受注調整の方法により落札の上契約し，もって競争を実質的に制限し，不当な取引制限行為を行っていたとして，被告から，当該４件の道路工事を対象役務として課徴金９９１万円の納付を命ずる旨の本件審決を受け，これに対し，課徴金の対象となった道路工事については受注調整を行ったことはない等と主張して，その取消しを求めた事案である。

２　前提事実（争いのない事実又は本件審判事件の記録上明らかな事実）

(1)　被告は，平成１４年１０月３０日，原告を含む１１７社に対し，独占禁止法３条の規定に違反する行為があったとして，同法４８条２項に基づき，当該行為の取りやめの確認，将来の行為の禁止等の勧告（以下「本件勧告」という。）を行った。

被告が同法３条の規定に違反するとして認定した行為（以下「本件違反行為」という。）は，以下のとおりである。原告を含む１１７社に５社を加えた１２２社は，千葉市及び公社（以下「千葉市等」という。）が千葉市内に本店又は主たる営業拠点を置く事業者のみを指名して指名競争入札の方法（発注者が，競争入札参加の資格要件を満たす者として登録されている有資格者の中から，入札の参加者を指名する方法）又は希望型指名競争入札の方法（前記有資格者を対象に，一定の条件を付して入札の参加希望者を募り，当該参加希望者の中から入札の参加者を指名する方法）により，土木一式工事として発注する設計金額５０００万円以上３億円未満の工事（以下「千葉市等発注の特定土木工事」という。）について，受注価格の低落防止を図るために，「千葉市等から指名競争入札又は希望型指名競争入札の参加の指名を受けた場合には，当該工事について受注を希望する者（以下「受注希望

者」という。）が１社のときは，その者を当該工事を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とし，受注希望者が複数のときは，工事場所，過去の受注工事との関連性等の事情を勘案して，受注希望者の間の話合いにより受注予定者を決定し，当該受注予定者が受注すべき価格を定め，当該受注予定者以外の者にあってはその定められた価格で受注できるように協力する。」との合意（以下「本件基本合意」という。）の下に，必要に応じ，千葉市中央区所在の千葉県建設業センターにおいて会合を開催するなどして，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにして，千葉市等発注の特定土木工事のほとんどを受注し，もって，共同して同土木工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注することができるようにすることにより，公共の利益に反して，同土木工事の取引分野における競争を実質的に制限する不当な取引制限をしたというものである。

(2) 原告を含む１１７社は，本件勧告に応諾したので，被告は，同各社に対し，平成１４年１２月４日，同勧告と同趣旨の審決（平成１４年（勧）第１７号。以下「本件勧告審決」という。）をした。そして，本件勧告審決は，確定した。

(3) そこで，被告は，原告に対し，平成１５年１０月８日，独占禁止法４８条の２第１項の規定に基づき，同年（納）第４２７号納付命令をもって課徴金の納付を命じた。原告は，同年１１月１０日，これを不服として，審判手続の開始を請求したので，被告は，同年１２月１１日，審判開始決定をし，審判官として中出孝典を指名した。同審判官は，平成１７年３月２日，原告に対し課徴金として９９１万円の納付を命ずる旨の審決案を作成したが，原告は，同審決案に異議を申し立てたため，被告は，審判の結果，同年５月１９日，同審決案を引用した上，原告に対し課徴金として９９１万円を同年７月２２日までに国庫に納付することを命ずる旨の審決（本件審決）をした。

(4) 本件審決は，課徴金の計算の基礎となる事実を争いがないものとして下記

ア及びイのとおり摘示し，これらの事実及び本件勧告審決を前提として，争いのある課徴金の対象について，その基本的な考え方として下記ウのとおり摘示した上，原告が国庫に納付しなければならない課徴金の額をエのとおりとした。

ア　（独占禁止法７条の２第１項関係）原告が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は，平成１０年１１月１４日以前であり，平成１３年１１月１３日には，本件違反行為を取りやめ，その後，その実行としての事業活動は行っていない。原告が，同日から３年間さかのぼった日である平成１０年１１月１４日から平成１３年１１月１３日までの間（以下「本件実行期間」という。）に落札し，受注した千葉市等発注の特定土木工事は，次の４件（以下「本件各工事」という。）であり，その発注者，入札日，契約年月日及び契約金額は，別紙課徴金算定対象物件一覧のとおりである。

①　高根町１０－１工区の排水施設新設工事（以下「本件工事①」という。）

②　北谷津町１１－１工区の排水施設新設工事（以下「本件工事②」という。）

③　和泉町１４号線道路改良工事（以下「本件工事③」という。）

④　北谷津町１２－１工区の排水施設新設工事（以下「本件工事④」という。）

イ　（独占禁止法７条の２第２項関係）原告は，中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４６号。以下「改正法」という。）附則３条２項の規定により，同法の施行日（同年１２月３日）前に係る行為については改正前の独占禁止法７条の２第２項１号に，同日以後に係る行為については改正後の独占禁止法７条の２第２項１号にそれぞれ該当する事業者である。

東　京　高　等　裁　判　所

ウ　本件のような受注調整の場合には，基本合意に基づいて受注予定者が決定されることによって，具体的に競争制限効果が発生するに至ったものと解すべきである。

エ　課徴金の額は，下記の①及び②の各金額を合計した額から独占禁止法７条の２第４項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出された９９１万円である。

①　改正法の施行日前に係る行為（本件工事①から③に係るもの）につき，改正法附則３条２項の規定により適用される改正前の独占禁止法７条の２第２項の規定により読み替えられる独占禁止法７条の２第１項の規定に基づき，２億６００８万５０００円（本件工事①から③に係る契約金額の合計）に１００分の３を乗じて得た額

②　改正法の施行日の後に係る行為（本件工事④に係るもの）につき，改正法附則３条２項の規定により適用される改正後の独占禁止法７条の２第２項の規定により読み替えられる独占禁止法７条の２第１項の規定に基づき，７０３５万円（本件工事④に係る契約金額）に１００分の３を乗じて得た額

３　本件審決の認定判断

本件審決は，原告が争う本件各工事の入札状況について，下記のとおり判断した。

(1)　本件各工事の入札状況について，各項目の表題末尾の括弧内に記載した各証拠により，以下の各事実が認められる。

ア　本件工事①の入札状況（査第１，第５，第９から第１８，第３７，第３８，第４５，原告代表者の審訊の結果）

(ア)　本件工事①は，公社が指名競争入札の方法により土木一式工事として発注した設計金額６４５７万５０００円の工事であり，その指名業者は千葉市内に本店を置く事業者であった。

東　京　高　等　裁　判　所

(イ) 原告は，本件工事①の工事場所が，千葉市若葉区高根町地内で，原告の所在地から約１キロメートルの地点と極めて近く，以前この隣で工事をしたことがあったことから，本件工事①の受注を希望し，そのような事情について，相指名業者も認識していたため，各業者から原告が受注予定者となることについて了解を得た。

(ウ) 原告は，自社の入札価格を決めた上で，相指名業者に対して，各業者が入札すべき価格を事前に連絡し，その協力を得て本件工事①を落札し受注した。

イ 本件工事②の入札状況（査第２，第６，第９，第１０，第１２から第１４，第１９から第２５，第３７から第４０，原告代表者の審訊の結果）

(ア) 本件工事②は，千葉市が指名競争入札の方法により土木工事一式工事として発注した設計金額１億１７５５万８０００円の工事であり，その指名業者は千葉市内に本店を置く業者であった。

(イ) 原告は，本件工事②の工事場所が，千葉市若葉区北谷津町地内で，原告の所在地から約５００メートルの地点と極めて近く，以前この近くで温水プールの工事をしたことがあったことから，本件工事②の受注を希望した。原告は，相指名業者に連絡を取り，受注希望を確認したところ，清水土木等も受注希望を表明したので，協議した結果，原告が受注予定者となり，清水土木が工事することになった。

(ウ) 原告は，自社の入札価格を決めた上で，相指名業者に対して，各業者が入札すべき価格を事前に連絡し，その協力を得て，本件工事②を落札し受注した。

ウ 本件工事③の入札状況（査第３，第７，第９，第１０，第１２，第１９，第２５から第３０，第３７，第４１，第４２，第４６号証，原告代表者の審訊の結果）

(ア) 本件工事③は，千葉市が指名競争入札の方法により土木一式工事とし

て発注した設計金額７９８４万２０００円の工事であり，その指名業者は千葉市内に本店を置く業者であった。

(イ) 原告は，本件工事③の工事場所が千葉市若葉区富田町地内で，相指名業者の中では小川土建に次いで原告の所在地に最も近く，以前この付近において下泉町から富田町までの間の農道の工事を継続して行ったことがあったことから，本件工事③の受注を希望した。原告は，相指名業者に連絡を取り，受注希望を確認したところ，安東工業，小川土建等が受注希望を表明したので，協議した結果，原告が受注予定者となり，小川土建が仕事をすることになった。

(ウ) 原告は，自社の入札価格を決めた上で，相指名業者に対して，各業者が入札すべき価格を事前に連絡し，その協力を得て，本件工事③を落札し受注した。

エ 本件工事④の入札状況（査第４，第８，第９，第１９，第２６，第２９，第３１から第３７，第４０，第４２，第４３号証，原告代表者の審訊の結果）

(ア) 本件工事④は，公社が指名競争入札の方法により土木一式工事として発注した設計金額７０９８万円の工事であり，その指名業者は千葉市内に本店を置く事業者であった。

(イ) 原告は，本件工事④の工事場所が，千葉市若葉区北谷津町地内で，原告の所在地から約５００メートルの地点と極めて近く，以前この近くで温水プールの工事をしたことがあったことから，本件工事④の受注を希望し，そのような事情について相指名業者も認識していたため，各業者から原告が受注予定者となることについて了解を得た。

(ウ) 原告は，自社よりも高い価格で入札するという相指名業者の協力を得て，本件工事④を落札し受注した。

(2) 前記の認定した事実によると，本件各工事は，千葉市等発注の特定工事に

該当するところ，本件工事①及び④については，指名業者のうち受注希望者が原告だけであったことから，原告が相指名業者の了解を得て受注予定者となり，本件工事②及び③については，原告以外に受注希望者がいたために，受注希望者間の話合いにより原告が受注予定者に決定され，かつ，本件各工事について，原告が相指名業者に対し入札価格を連絡すること等により相指名業者の協力を得て受注したものであると認められるから，本件各工事は，本件基本合意に基づいて受注予定者が決定され，具体的に競争制限効果が発生するに至ったものということができ，課徴金の算定対象となる。

(3) なお，本件審決は，本件審判事件に係る審判のように，独占禁止法３条に違反する行為についての勧告審決が有効に確定した後に課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金納付命令審判においては，被審人に勧告審決の主文に係る違反行為の存在について争う機会を与えなければならないとする理由は存しないものと解されると示した。

4 原告の主張

原告は，本件審決の取消しに係る請求原因として，「原告は非会員であり，受注の希望・話し合いは一切しておりません。当時のＡクラスはでたらめで，原告の意に対して反するものばかりでした。」と主張した上，課徴金納付命令審判手続における主張と同様の主張をすると述べた。また，原告は，同審判手続において，その答弁書において，審判開始決定書記載の本件違反行為については認めるが，課徴金算定対象物件については否認すると述べた上，本件各工事に関しては違反行為についての記憶がないので違反行為の証拠を示されたいと主張し，審判廷においても同様の主張を繰り返した。同審判手続における原告の主張として審判官が要約したものは，次のとおりである。

原告は，本件各工事について，原告代表者において，相指名業者に対して受注希望の表明や相指名業者の受注希望の確認をしたり，相指名業者との間で，受注予定者を決めるための話合いをせず，入札価格の連絡もしていないのであ

り，本件各工事は，課徴金の対象とならない。特に，本件工事②，③及び④については，次のような事情がある。

(1) 本件工事②について

本件工事②について，原告はＢランクに格付けされていた上，原告代表者は，Ａランクの業者が受注予定者を決めるために千葉県建設業センターに集まっての話合いを行うこととしていた入札日の前の週の金曜日である平成１１年６月１８日から同月２０日までの間福岡県に出かけていたので，上記センターにおいて相指名業者と話し合う機会がなかった。また，原告代表者は，清水土木の社長と面会したが，本件工事②は話題に上らなかったほか，相指名業者と一切接触していない。

(2) 本件工事③について

原告代表者は，本件工事③の入札が行われた平成１１年９月６日の前日の日曜日に小川土建の社長及びその従業員と面会し，同社長から本件工事③について原告に受注希望があるかと聞かれたが，返事をせず，これ以外に，相指名業者と話合いをしていない。

(3) 本件工事④について

原告代表者は，本件工事④の入札が行われた平成１２年８月１８日には，同月１７日から同月２０日まで九州に出かけていたほか，同月１２日及び同月１３日は秋保温泉，同月１４日は那須温泉に出かけ，同月１５日及び同月１６日は千葉にいたものの，同月１５日は墓参りに出かけていたので，入札の前に相指名業者とは一切接触していない。

第３　当裁判所の判断

１　原告は，前記のとおり，本件審決の取消しに係る請求原因として，「原告は非会員であり，受注の希望・話し合いは一切しておりません。当時のＡクラスはでたらめで，原告の意に対して反するものばかりでした。」と主張するとともに，課徴金算定対象物件について否認するので，判断する。

東　京　高　等　裁　判　所

(1) 本件審決においては，被告の前記第２の３(1)アからエの各事実認定について，その引用証拠（同アからエの各項目の表題末尾の括弧内に記載されたもの）によって認定されているが，これらの証拠によってそれらの事実を認定することに経験則違背等不合理な点はないから，上記認定事実は，実質的証拠があり，合理的であるものということができる。

(2) これに対し，原告代表者は，審判手続での審訊において，本件各工事について，相指名業者に対する受注希望の表明，相指名業者の受注希望の確認，相指名業者との受注予定者を決めるための話合いはせず，相指名業者への入札価格の連絡もしていない旨述べ，原告において申請した参考人田中豊，参考人深山伸一及び参考人吉橋実も，これに沿う供述をする。

ア しかし，原告代表者は，平成１４年中に，被告の審査官に対し，前記第２の３(1)の認定どおりの供述をし，その供述調書の内容に誤りがないことを確認の上，署名押印しているのであり（査第３７号証），上記審訊において，供述を翻すに至った合理的理由は全く明らかにされていない。むしろ，原告代表者の審訊における供述中にはあいまいな点や不自然な点も少なくないのに対し，原告代表者の審査官に対する供述内容は，具体的かつ詳細である。上記参考人らも，平成１４年中に，被告の審査官に対し，前記第２の３(1)の認定事実に沿う供述をし，その供述調書の内容に誤りがないことを確認の上，署名押印しているにもかかわらず（査第３９，第４０，第４３，第４４号証），上記審訊において，供述を翻すに至った理由は必ずしも明らかではない上，あいまいな部分もみられる。

イ また，原告から提出された本件工事①及び③に係る「入札現説原簿」と題する各書面（査第４５，第４６号証）中には，原告及び相指名業者全員の本件工事①及び③に係る１回目の入札価格が記載され，その記載は，全員の実際の入札価格と一致している上，本件工事①及び③は原告が１回目の入札において落札したにもかかわらず，上記書面には原告の２回目の入

札価格だけでなく相指名業者全員の２回目の入札価格も記載されていることからすると（査第５，第７，第４５，第４６号証），原告は，入札前に自社の入札価格を決めた上で，入札が２回に及んだ場合をも想定して相指名業者の１回目及び２回目の入札価格を決定し，相指名業者全員に入札価格を連絡するため上記書面に各入札価格を記載したことが強く疑われる。この点について，原告代表者は，上記審訊において，上記書面に相指名業者の入札価格まで記載されている理由について何ら合理的な説明をしていない。

ウ　さらに，千葉市の建設業者は，受注調整の話合いが円滑に進むように，指名業者のうち，受注予定者を「名義」と，実際に仕事を行う業者を「仕事」とそれぞれ呼び，受注予定者と仕事を行う業者の間で仕事を分け合うことがあったが（査第４２号証），原告から提出された本件工事②及び③に係る「入札通知」と題する各書面（査第３７号証の添付資料）には，各工事の指名業者全員の名称が記載されるとともに，「横石」の記載の横に「頭」の文字が，「清水土木」（本件工事②について）又は「小川建設」（本件工事③について）の記載の横に「仕」の文字が記載され，これらの記載は，上記のような受注調整の存在を疑わせるものであり，原告代表者も，審査官に対し，受注調整の結果を記載したものであることを認める旨の供述をしている（査第３７号証）。特に，本件工事③の相指名業者である安東工業が作成した同工事に係る「入札結果報告書」と題する書面（査第４１号証）の工事概要の欄には，「９／３金PM２：００」，「名儀　安東　進日本主張。仕事　横石，小川，興誠，豊栄」，「横石，小川調整出来ず，安東下ることにしてタタキをせず」，「横石名儀，小川他仕事で決着」と記載され，その記載内容自体からも，受注調整の存在が強くうかがわれるとともに，その記載内容は本件工事③に係る前記「入札通知」と題する書面中の記載内容とも符合するものであり，本件工事③について受注

調整があったことは明らかである。

エ　そのほか，入札状況をみても，受注予定者の決定に至らずに入札がされ，課徴金納付命令の対象とならなかった千葉市発注の「排水施設新設工事（平川町１２－１工区）」及び「下水道排水施設工事（川戸汚水１号幹線４工区）」においては，落札率（落札価格を予定価格で除した値）がそれぞれ７７．０６パーセント，７５．５９パーセントと低く，最低制限価格を下回って失格した者を含め，すべての相指名業者が入札予定価格より相当程度低い価格で入札し，最低入札価格と最高入札価格の乖離率が１２パーセント程度に達しているのに対し（査第４３，第４７，第４８号証），本件各工事については，落札率が９９パーセントを超え，他の相指名業者がほとんどの場合入札予定価格を上回る価格で入札し，最低入札価格と最高入札価格の乖離率も１パーセントから２パーセント程度と低くなっている（査第５から第８号証）。このような入札状況も，価格決定を伴う受注調整の存在を強く疑わせるものということができる。

オ　以上の諸点に照らせば，原告代表者や参考人らの審訊における供述は，採用することができず，他に，本件審決における事実認定が実質的証拠を欠くものであることを基礎付ける証拠はない。

(3)　また，原告が，Ｂランク業者としてＡランク業者とは受注調整を行っていなかった趣旨の主張については，たしかに，千葉市が，入札参加資格登録において事業者の格付けを行い，同市発注に係る土木一式工事のうち，設計金額が５０００万円以上のものについてはＡランク業者を，１０００万円以上１億２０００万円未満のものについてはＢランク業者を，５０００万円未満のものについてはＣランク業者を指名対象業者とし，原告が，Ｂランク業者として登録されていたことは認められるが，Ｂランク業者に格付けされていることがＡランク業者と受注調整を行わないことにつながる理由も明らかではない上，その主張を裏付ける客観的証拠にも欠け，上記主張は，採用する

ことができない。

(4) さらに，原告は，本件工事②について，Ａランク業者によって受注予定者を決めるための話合いが千葉県建設業センターにおいて行われた入札日の前の週の金曜日には，原告代表者が千葉市にいなかったので，相指名業者と話し合う機会がなかった旨主張するが，原告代表者が入札日の前の週の金曜日に千葉市にいなかったことを裏付ける客観的資料はない上，仮に，その事実が認められるとしても，通常，受注予定者を決める話合いは入札日の前の週の木曜日又は金曜日に行われていたから（査第３９号証，４２号証），上記事実をもって，原告代表者において受注予定者を決める話合いに参加する機会がなかったものということはできず，原告の主張は採用することができない。また，原告は，本件工事③について，原告代表者が平成１１年９月６日に小川土建の社長らと面会したほかは相指名業者と話合いをしていないと主張するが，その主張を補強する具体的事実の指摘もそれを裏付ける証拠もなく，かえって他の客観的証拠と矛盾することは前記のとおりである。原告は，本件工事④についても，原告代表者が入札前に千葉市にいないときがあったので，相指名業者と接触していない旨主張するが，入札前に千葉市にいなかったことを裏付ける客観的証拠はない上，仮に，その事実が認められるとしても，指名通知から入札までの間に，原告代表者が相指名業者と連絡を取ることは十分可能であり，原告の主張は，採用することができない。

(5) 前記(1)の認定事実のうち前記第２の３(1)アからエの各(ア)の事実によると，本件各工事が千葉市等発注の特定工事に該当し，同アからエの各(イ)の事実によると，本件工事①及び④について，指名業者のうち受注希望者が原告だけであったことから，原告が相指名業者の了解を得て受注予定者となり，本件工事②及び③について，原告以外に受注希望者がいたが，受注希望者間の話合いにより原告が受注予定者に決定され，同アからエの各(ウ)の事実によると，本件各工事は原告が相指名業者に対し入札価格を連絡すること等により相指

名業者の協力を得て受注したものということができる。

以上を総合すれば，本件各工事は，本件基本合意に基づいて受注予定者が決定され，具体的に競争制限効果が発生するに至ったものということができるから，本件各工事が課徴金の算定対象となるとした本件審決の判断（前記第２の３(2)）は，実質的証拠に基づく正当なものということができる。

２　なお，独占禁止法３条に違反する行為についての勧告審決が確定した後に課徴金納付命令が発せられた場合に，課徴金審判手続において，勧告審決の主文に係る違反行為の存在につき，被審人に争う機会を与えなければならない理由はないとした本件審決の判断（前記第２の３(3)）について，付言する。

(1)　独占禁止法４８条の規定による審決が確定した場合にあっても，課徴金審判手続において，勧告審決の主文に係る違反行為の存在について争うことができるものと解される。

独占禁止法４８条の規定によるいわゆる勧告審決は，公正取引委員会が同法に違反する行為があると認めた場合において，正規の審判手続を開始するに先立ち，当該違反行為をしている者に対してその違反行為を排除するのに適当な措置を採るべきことを勧告し，その者がこれを応諾したときに，審判手続を経て違反行為の存在を確定することなく，勧告と同趣旨の排除措置を命ずるもので，同法の目的を簡易，迅速に実現することを図るものということができる。勧告審決においては，審判手続を経た上違反行為の存在が認定されて行われる同法５４条の規定による排除措置に関する審判審決の場合とは異なり，違反行為の存否に関する公正取引委員会の判断が示されるわけではなく，勧告審決が違反行為の存在を確定する効力を有するものでもなく，勧告審決は，専らその名宛人の自由な意思に基づく勧告応諾の意思表示をその基礎とし，その応諾は，排除措置を取る旨の応諾であって違反行為の事実を認める旨の応諾ではない（最高裁判所昭和５０年１１月２８日第三小法廷判決・民集２９巻１０号１５９２頁，最高裁判所昭和５３年４月４日第三小

法廷判決・民集３２巻３号５１５頁参照）。その上，排除措置に係る制度と課徴金に係る制度とは，根拠法令（排除措置につき同法７条，８条の２等，課徴金につき同法７条の２，８条の３）や手続（排除措置につき同法４８条，５４条等，課徴金につき同法４８条の２，５４条の２等）を異にし，別個の制度として定められていることからみても，また，実質的にも，勧告の応諾は，審判手続，審決後の訴訟等で争うことの時間的，経済的損失等種々の考慮から違反行為の存否にかかわらず行われる可能性も否定することができないことから，排除措置に係る勧告に対する応諾があることをもって，課徴金審判手続において違反行為の存在を争えないとすることが相当でない趣旨が理解される。したがって，課徴金審判手続において，違反行為の存否を争うことは，必ずしも不合理であるとまでいうことはできず，応諾によって勧告に従う意思を表示しながら，課徴金審判手続において，違反行為の存否を争うことも，手続上の信義則や禁反言の原則に反し，許されないものとまでいうことはできない。

(2) しかし，本件においては，本件基本合意を含む本件違反行為の存在について，前記のとおり，原告は，本件審判事件の審判手続及び本件訴訟手続において，争わないところであるが，本件審決に係る審決案に従っても，審判手続の状況や当審における当事者双方の弁論の趣旨から，本件審決においては，本件違反行為の存在が審判手続によって取り調べられた証拠によっても裏付けられているとの判断が含まれているものと解することもでき，その場合において，審判手続において取り調べられた証拠（特に，査第３７から第４４号証等）によれば，優に本件違反行為の存在を認定することができるから，本件審決の判断は，実質的証拠に基づくものであるということができる。

3 以上によると，本件請求は理由がないから，これを棄却することとし，主文のとおり，判決する。

東京高等裁判所

東京高等裁判所第３特別部

裁判長裁判官	門　口　正　人
裁判官	浅　香　紀久雄
裁判官	坂　口　公　一
裁判官	堀　内　　明
裁判官	西　田　隆　裕

東　京　高　等　裁　判　所

別　紙

課徴金算定対象物件一覧

番号	発注者	工事名	入札日	契約年月日	契約金額
1	公社	排水施設新設工事(高根町10－1工区)	平成10年11月30日	平成10年12月2日	64,050,000
2	千葉市	排水施設新設工事(北谷津町11－1工区)	平成11年6月21日	平成11年6月22日	116,760,000
3	千葉市	和泉町14号線道路改良工事	平成11年9月6日	平成11年9月9日	79,275,000
改正法の施行日前合計					260,085,000
4	公社	排水施設新設工事(北谷津町12－1工区)	平成12年8月18日	平成12年8月22日	70,350,000
改正法の施行日以後					70,350,000

※　発注者欄の「公社」は，財団法人千葉市都市整備公社の略称である。